がん保障 特約
充実PACK
パワーアッププランⅢ

「生きる」を創る。
Aflac

新がん保険をご契約のみなさまへ



アフラックの 大切なこと、あなたに伝えたい！
しっかりお知らせ宣言

お客様に特に知ってほしいこと、理解してほしいことを、しっかりお伝えするために、
マークを付けました。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットでご案内する保障分野	がんの保障
対応する商品・特約	充実PACK

このパンフレットではご案内しておりません
- 病気やケガの保障
- 介護や障がいの保障
- 死亡時の保障
- 貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）

この「パンフレット」「契約概要」とあわせて、
「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●相談・照会・苦情について●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳しくは「注意喚起情報」をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック コールセンター　通話料無料　**0120-5555-95**　受付時間　月曜日～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

＜ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。＞

◎本冊子に記載の保険料および保障内容などは2026年10月1日現在のものです。
◎本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
◎20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。
◎退職（脱退）されても、契約をご継続いただけます。（保険料は個別料率に変わります。）

お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、
告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

＜引受保険会社＞

Aflac
アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL https://www.aflac.co.jp/

P26072　AFツール-2023-0442 1月22日

がん保障 特約 充実PACK パワーアッププランⅢ［標準型］

〈充実パック〉をプラスすれば、上皮内新生物もカバーできて安心

保障内容 支払事由 このようなとき、給付金などをお受取りいただけます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」、3ページ「契約概要」、4ページ「Q&A」をご確認ください。

〈充実パック〉の保障が始まる日以後に診断確定されたがん（悪性新生物）・上皮内新生物（大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど）の保障

〈このようなときお支払いします〉

	新がん保険 いままでの保障（1口あたり） ご本人の保障	プラス 充実PACK パワーアッププランⅢ［標準型］ プラスする保障（1口あたり） ご家族の保障	対象 がん	対象 上皮内新生物	保険期間	お支払いの限度（お1人につき）	ご確認ください
入院給付金 日数無制限 がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円	○	New	終身	日数は無制限	治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院はお支払いの対象になりません。
在宅療養給付金 回数無制限 入院給付金の支払われる20日以上の継続入院後退院し、在宅療養したとき	1退院につき（退院時に） 20万円	1退院につき（退院時に） 15万円	○	New	終身	回数は無制限	退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、次回に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から下記の金額を差し引きます。 ご本人の場合：20万円－10,000円×在宅療養日数 ご家族の場合：15万円－7,500円×在宅療養日数
死亡保険金 がんを直接の原因として死亡したとき	150万円（死亡時の年齢が満65歳以降 75万円）	100万円（死亡時の年齢が満65歳以降 50万円）	○	—	終身	————	————
死亡払戻金 がん以外で死亡したとき お子さま*1には死亡払戻金はありません。	15万円（死亡時の年齢が満65歳以降 7.5万円）	10万円（死亡時の年齢が満65歳以降 5万円）	—	○			・個人契約の場合、契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合。家族契約の場合、責任開始日以後に**夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の方が、契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡**した場合。 ・〈充実パック〉ご契約後も、死亡払戻金（がん以外）の保障は変わりません。

一生保障

現在ご契約の「がん保険」の保障内容、保障額については、ご契約の「がん保険」の種類、付加された特約、口数によって異なります。左記は商品の概要を記載しております。ご自身の契約内容の詳細については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

※〈新がん保険〉を2口、3口ご契約の場合、〈充実パック〉の保障内容もそれぞれ2倍、3倍となります。

〈保険期間：終身〉

*1 ご契約の形態が個人契約の〈子供特約〉もしくは家族契約のお子さま

ご契約コースについて

〈充実パック〉のご契約コースは、現在ご契約の「がん保険」の契約形態によって、いずれかをお選びいただけますが、下記の点についてご注意ください。

現在ご契約の「がん保険」の契約形態	〈充実パック〉のご契約コース
個人契約	ご本人コース（ご本人のみ）
個人契約＋子供特約	ご本人コース（ご本人のみ） または ご本人コース（ご本人＋お子さま）*2
家族契約	ご家族コース（ご夫婦のみ） または ご家族コース（ご夫婦＋お子さま）

*2「ご本人コース（ご本人＋お子さま）」の場合には、最初から配偶者の保障はありませんのでご注意ください。

- お選びいただく〈充実パック〉のご契約コースによっては、主契約（現在ご契約の「がん保険」）で保障される部分と〈充実パック〉で保障される部分とで被保険者の範囲が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ご本人コース、ご家族コースともに主契約の主たる被保険者が「ご本人」となります。主たる被保険者か従たる被保険者（配偶者・お子さま）かによって、保障が異なりますので、上記の保障内容をご確認ください。
- 「ご家族コース」で保障の対象となる配偶者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍の方とします。
- 「ご本人コース（ご本人＋お子さま）」「ご家族コース（ご夫婦＋お子さま）」で保障の対象となるお子さまは、主契約の主たる被保険者と同一戸籍で満23歳未満のお子さまとします。
  ※この条件に該当しているお子さまであれば何人でも保障します。
  また、契約後に生まれたお子さまも保障の対象となります。

ご本人コース（ご本人のみ）以外のパターンでご契約いただいたときには、下記の場合に、保障の範囲が変わります。

① 保障の対象となっていた配偶者が主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合
→ 同一戸籍でなくなった配偶者の保障はなくなります。

② 保障の対象となっていたお子さまが主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合
→ 同一戸籍でなくなったお子さまの保障はなくなります。

③ 保障の対象となっていたお子さまが満23歳になった場合
→ 満23歳になったお子さまの保障はなくなります。

④ 保障の対象となっていた配偶者が死亡した場合
→ 死亡した配偶者の保障はなくなります。

上記①～④の場合、保険料が変更となる場合や契約内容変更などのお手続きが必要になることがありますので、当社または募集代理店にお問い合わせください。

保険料について

今後お払込みいただく保険料は、現在ご契約の「がん保険」の保険料に今回お申込みの〈充実パック〉の保険料がプラスされ、下記のようになります。左記「ご契約コースについて」および保険料表とあわせてご確認ください。

今後お払込みいただく保険料

個人契約の場合

主契約の「がん保険」：男性／女性 ＋ 充実パック：ご本人コース 男女共通の保険料

◎現在ご契約の「がん保険」の保険料に〈充実パック〉ご本人コースの保険料がプラスされます。「がん保険」に〈子供特約〉が付加されている場合は、〈充実パック〉のご本人コースにお子さまの保障をつけることができます。この場合、〈子〉の保険料もプラスされます。

ご本人コース（＋お子さま）：特約の契約日の満年齢 3歳 男女共通 ＋ 子

家族契約の場合

主契約の「がん保険」：夫（ご本人（主たる被保険者））／妻／ご家族（満23歳未満の子、契約後に生まれた子）（従たる被保険者） ＋ 充実パック：ご家族コース 夫(A)の保険料 ＋ 妻(B)の保険料 ＋ 子(C)の保険料

◎現在ご契約の「がん保険」の保険料に〈充実パック〉ご家族コースの〈夫(A)〉〈妻(B)〉〈子(C)〉の保険料がプラスされます。

※満23歳未満のお子さまがいらっしゃらない場合は、〈子(C)〉の保険料をプラスする必要はありません。

ご家族コース（ご夫婦とお子さま）：特約の契約日の満年齢 3歳 夫(A) ＋ 妻(B) ＋ 子(C)

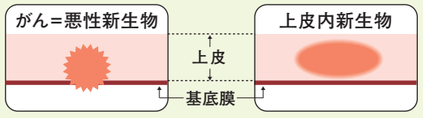
●女性が主たる被保険者の家族契約の場合の保険料についてはお問い合わせください。

●「妻」「子（満23歳未満）」とは、主たる被保険者と同一戸籍上の「妻」「子」であることが必要です。
●〈充実パック〉の上記のお子さまについては、①満23歳になったとき②主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき、のいずれかに該当した場合に、保障対象外となります。
●すべてのお子さまが①または②の事由に該当し保障対象外となった場合には、[子型]の解約手続きが必要となりますので、ご注意ください。

「がん」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。

子宮頸部の場合：「がん」と「上皮内新生物」の違い



基底膜を越え、「浸潤」している ➡血管やリンパ管を通じ全身に「転移」する可能性がある

基底膜を越えていない ➡「浸潤」「転移」の可能性がない

- 上皮内新生物には、子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病などが含まれます。
- がん・上皮内新生物には子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成などは含まれません。

◎詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

アフラックの 大切なこと、あなたに伝えたい！
しっかり お知らせ宣言

契約概要
～ご契約に関する重要事項～

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

ご契約に際しては、保険契約者様（保険契約を結ばれる方）および被保険者様（保障の対象となる方）ともに ご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本「パンフレット」「契約概要」を大切に保管してください。

1. 〈充実パック〉パワーアッププランⅢの保障内容について

●1～2ページの保障内容をご確認ください。

2. 商品名称・しくみ・保険期間・契約年齢などについて

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢 ＊3
充実パック	上皮内新生物特約	＊1 終身	＊2 終身	［本人型］ 満3歳～満80歳 ［配偶者型］満18歳～満80歳

＊1 ［子型］のお子さまの保障は満23歳の誕生日前日までとなります。
＊2 ［子型］の保険料は、特約が終了するまでお払込みいただきます。すべてのお子さまが保障の対象外となりましたら、［子型］の解約手続きが必要となりますのでご注意ください。
＊3 ［子型］の契約年齢については右記の保険料表をご確認ください。
●〈充実パック〉は〈スーパーがん保険（Vタイプを含む）〉〈スーパーがん保険Ⅱ型（Vタイプを含む）〉〈新がん保険〉（以下、「がん保険」といいます。）に付加することができます。ただし、現在ご契約の「がん保険」の種類によっては保障内容が異なるか、付加できない場合があります。
●〈新がん保険〉の場合は［標準型］（上皮内新生物特約）となります。
●〈充実パック〉以外にも「がん保険」に付加できる特約があります。詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。
●〈充実パック〉のみをご契約いただくことはできません。
●契約者に対する貸付制度はありません。

3. 保障の開始について

●特約の契約日や保障の開始については、下記「ご契約までのスケジュール」をご確認ください。
※〈充実パック〉は、保障が始まるまでに待ち期間（保障されない期間）があります。
●給付金などの支払事由については、1～2ページの保障内容をご確認ください。また、さらに詳細な内容については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. ご契約のお引受けについて

●契約者と［本人型］の被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。（法人契約は除きます。）
●各ご契約コースの被保険者の範囲については、1ページの「ご契約コースについて」をご確認ください。
●お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。申込書（告知書）に健康状態などをご記入いただくだけです。
ただし、健康状態などによってはお申込み（または保障の一部）をお引受けできない場合があります。
●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
●ご契約の限度（口数）については、右記「Q&A」をご確認ください。

5. 給付金などをお支払いできない場合について

●告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
●「給付金などをお支払いできない場合」については、右記「Q&A」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6. 保険料について

●保険料については右記の保険料表を、保険料払込方法については下記「ご契約までのスケジュール」をご確認ください。
●主契約の「がん保険」と同一のお支払い方法で、特約保険料をプラスしてお払込みいただきます。
●保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、主契約の「がん保険」が失効したときは、特約も同時に失効します。
●〈充実パック〉は当社所定の事由に該当した場合、保険料のお払込みが免除になる場合があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7. 解約払戻金・配当金について

●〈充実パック〉の解約払戻金は、契約時の満年齢やご契約の経過年数などに応じて当社所定の解約払戻金があります。短期間で解約した場合などは、解約払戻金がないかあってもごくわずかです。
●〈充実パック〉には配当金はありません。

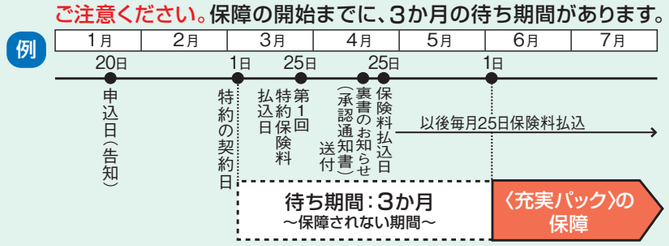
ご契約に際しては「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項の詳細などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【記載事項の例】
●お申込みの撤回または解除について（クーリング・オフ制度）
●告知義務について　など

ご契約までのスケジュール〔月払の場合〕

※詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

ご注意ください。保障の開始までに、3か月の待ち期間があります。



裏書のお知らせ（承認通知書）は、ご契約いただいた特約の内容をお知らせします。現在ご契約の「がん保険」の保険証券とともに大切に保管してください。

◎特約の契約日：
現在ご契約の「がん保険」の月単位の契約応当日

◎保障の開始：
特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

給与控除の場合　保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

集金代行の場合　保険料は団体（集団）の集金事務委託会社の請求にもとづき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

退職（脱退）されても、契約をご継続いただけます。（保険料は個別料率に変わります。）

今後お払込みいただく保険料

〈充実パック〉の保険料は、現在お払込みいただいている「がん保険」の保険料にプラスされます。

現在お払込みの「がん保険」の保険料　＋（プラス）　今回おすすめする〈充実パック〉の保険料（パワーアッププランⅢ）

新しくプラスする保険料

月払保険料　〈充実パック〉パワーアッププランⅢ［標準型］
〔団体（集団）取扱〕（1口あたり）　〈保険料払込期間：終身〉

●〈充実パック〉は現在ご契約の「がん保険」と同じ口数でのご契約となります。（2口以上の保険料については、当社または募集代理店にお問い合わせください。）

新がん保険　用

ご本人コース（＋お子さま）

特約の契約日の満年齢	男女共通	子
3歳	150円	お子さま（満23歳未満）の人数、契約年齢に関係なく一律 9円
4	153	
5	155	
6	158	
7	160	
8	163	
9	165	
10	167	
11	170	
12	173	
13	176	
14	179	
15	183	
16	186	
17	190	
18	193	
19	197	
20	200	
21	204	
22	208	
23	212	
24	216	
25	221	
26	225	
27	229	
28	234	
29	239	
30	244	
31	249	
32	254	
33	259	
34	264	
35	270	
36	275	
37	281	
38	286	
39	291	
40	297	
41	303	
42	308	
43	314	
44	319	
45	325	
46	331	
47	337	
48	343	
49	348	
50	354	
51	361	
52	367	
53	374	
54	380	
55	387	
56	394	
57	401	
58	408	
59	414	
60	421	
61	428	
62	434	
63	440	
64	446	
65	452	
66	457	
67	463	
68	468	
69	472	
70	477	
71	481	
72	486	
73	490	
74	494	
75	499	
76	502	
77	507	
78	512	
79	516	
80	521	

●「ご本人コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

ご家族コース（ご夫婦とお子さま）

特約の契約日の満年齢	夫（A）	妻（B）	子（C）
3歳	夫の年齢でご覧ください。	妻の年齢でご覧ください。	お子さま（満23歳未満）の人数、契約年齢に関係なく一律 9円
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18	193円	155円	
19	197	158	
20	200	160	
21	204	163	
22	208	166	
23	212	168	
24	216	171	
25	221	174	
26	225	177	
27	229	180	
28	234	184	
29	239	187	
30	244	190	
31	249	194	
32	254	197	
33	259	200	
34	264	204	
35	270	208	
36	275	212	
37	281	216	
38	286	220	
39	291	224	
40	297	227	
41	303	230	
42	308	234	
43	314	239	
44	319	243	
45	325	247	
46	331	251	
47	337	255	
48	343	258	
49	348	262	
50	354	267	
51	361	271	
52	367	276	
53	374	281	
54	380	285	
55	387	289	
56	394	294	
57	401	299	
58	408	304	
59	414	309	
60	421	314	
61	428	318	
62	434	322	
63	440	326	
64	446	331	
65	452	335	
66	457	339	
67	463	343	
68	468	347	
69	472	349	
70	477	353	
71	481	356	
72	486	359	
73	490	362	
74	494	366	
75	499	369	
76	502	372	
77	507	376	
78	512	378	
79	516	382	
80	521	386	

●「ご家族コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。
●「ご家族コース」の保険料は、現在ご契約の「がん保険」の主たる被保険者が男性の場合で、女性が主たる被保険者の家族契約の場合の保険料についてはお問い合わせください。

〈充実パック〉の保険料は、上皮内新生物特約の保険料です。

●●個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。●退職（脱退）されても、契約をご継続いただけます。（保険料は個別料率に変わります。）
●●保険料はそれぞれ、被保険者の特約の契約日における満年齢（1年未満は切捨）により決まります。●2026年10月1日現在の保険料率となります。

お申込みの前にご確認ください。

（詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

Q もしものとき、どうすればいいの？

A 当社または募集代理店へご連絡ください。

給付金などをお受取りになる事由が発生した場合には、当社または募集代理店へご連絡ください。速やかにお受取りに必要な書類をお送りいたします。

◎給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

Q 給付金などをもらえない場合があるの？

A 給付金などをお支払いできない場合について

■現在ご契約の「がん保険」／〈充実パック〉

（1）告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合。

（2）治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合など。

（3）主契約「がん保険」の保障が始まる日より前に「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合。契約者、被保険者がその事実をご存じない場合も含みます。保障が始まる日より前に「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合はご契約が無効となり、〈充実パック〉を含むすべての保障（がん・上皮内新生物）がなくなります。

■〈充実パック〉

〈充実パック〉の保障が始まる日より前に「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」と診断確定された場合。契約者、被保険者がその事実をご存じない場合も含みます。

◎その他、給付金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 保障をもっと大きくできるの？

A ご契約の限度について

〈充実パック〉は、現在ご契約の主契約「がん保険」と同じ口数でのお申込みとなります。

主契約「がん保険」1口の場合、〈充実パック〉1口
主契約「がん保険」2口の場合、〈充実パック〉2口

受取人が被保険者となっている給付金などについては、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できる特約〈指定代理請求特約〉があります。詳細は、当社または募集代理店にお問い合わせください。

2026.10 改定
〈がん保険 特約中途付加〉

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。ご契約に際しては「契約概要」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

1. 反社会的勢力に該当する場合について

●契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後５年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金・保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

●契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第１回保険料(第１回保険料相当額を含みます)払込み」がともに完了した日からその日を含めて８日以内※(郵便の場合、８日以内の消印有効)であれば、申し込まれたご契約の撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

※〈特約MAX〉〈特約MAX21〉変更の場合は以下となります。

〈個　別　取　扱〉口座引き去り日を含めて８日以内

〈団体・集団取扱〉(21世紀がん保険)変更月の前月末日を含めて８日以内
(21世紀がん保険以外)変更月の末日を含めて８日以内

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または**当社宛てに郵便により文書を送付**してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ　https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

❶記入日
❷撤回等の理由および撤回等をしたい意思
❸契約者の自署・フリガナ
❹契約者の生年月日
❺契約者の住所・電話番号
❻被保険者名
❼特約種類
❽証券番号(不明の場合は未記入でも可)

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008　日本郵便株式会社　調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

●つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。
・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

3. 告知義務について

●被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・ご職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。ご契約に際しては、被保険者の健康状態、ご職業など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、被保険者自身が事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。
医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

●当社ではお客様の健康状態、ご職業などに応じてご契約の引受対応を行っております。保険種類によっては、傷病歴などがある場合でも、保障の一部を制限したり、保険料を割増しするなどの条件をつけてお引き受けすることもあります。

●今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してご契約をお引き受けできるがん保険があります。

●当社の社員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。

●当社が告知書でおたずねすることがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期(または責任開始日)から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。保険期間の始期(または責任開始日)から２年を経過していても、給付金・保険金などの支払事由が２年以内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできず、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

※上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(２年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

●〈特約MAX〉〈特約MAX21〉変更に際しては、被保険者の健康状態・ご職業を告知いただく必要はありません。ただし、入院中は変更のお手続きはできません。

4. 保障の開始(責任開始)について

●ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。各特約には、「責任開始期(日)」までの「待ち期間(保障されない期間)」があります。ただし、〈特約MAX〉〈特約MAX21〉変更、〈ケガの特約〉には「待ち期間」はありません。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

❶ご契約中のがん保険が「21世紀がん保険」の場合

〈個別取扱〉責任開始期(日)
・「待ち期間」がある保障：「第１回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時」から３か月を経過した日の翌日
・「待ち期間」がない保障：第１回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時

〈団体・集団取扱〉責任開始期(日)
・「待ち期間」がある保障：「第１回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時」から２か月を経過した日の翌日(ただし、その日が、告知日から３か月を経過していない場合には、告知日から３か月を経過した日の翌日)
・「待ち期間」がない保障：第１回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時

❷ご契約中のがん保険が上記❶以外の場合

〈個別取扱／団体・集団取扱〉責任開始期(日)
・「待ち期間」がある保障：特約の契約日(*3)から３か月を経過した日の翌日
・「待ち期間」がない保障：第１回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時

(*3) 特約を主契約に中途付加して締結する際に、契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

●担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行います)。

5. 給付金・保険金などが支払われない場合について

●つぎのような場合には給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。
・責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となり、給付金・保険金などをお支払いできません。
・責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合
・責任開始期(日)より前の病気・ケガの場合
・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
・給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
・保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
・免責事由に該当した場合　など

詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

6. 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

●保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。

●主契約が失効した場合、特約も失効します。

●失効したご契約でも、失効した日から１年以内であれば、ご契約の復活を請求できます(〈ケガの特約〉の復活はできません)。この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

●復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の振込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。

●主契約のお払込みが完了している場合を除き、特約のみの復活はできません。

7. 解約と解約払戻金について

●主契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。

●特約は解約払戻金がある特約とない特約があります。

●解約払戻金は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、解約払戻金があっても多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

8. 新たな保険契約への乗り換えについて

●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
・新たな保険契約については、あらためて告知が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

●新たな保険契約の保険期間の始期(または責任開始日)を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為などが適用の対象となります。

9. ご契約内容の見直し方法について

●ご契約内容を見直す場合、つぎの見直し方法があります。

	特徴	しくみ		保険料
特約の中途付加	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は１件のままです。	新たな特約 ＋ 現在のご契約 現在のご契約は継続します。	被保険者の満年齢(*4)、保険料率(*5)により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。
追加契約	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は２件になります。	新たなご契約 ＋ 現在のご契約 現在のご契約は継続します。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。
条件付解約	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は１件になります。	現在のご契約 → 新たなご契約 現在のご契約は消滅します。(*6)	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が引上げられることがあります。

(*4) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。

(*5) 中途付加日時点における保険料率となります。

(*6) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により所定の条件を満たすことが必要となります。ご契約の種類によっては、ご利用できない方法もあります。

10. 給付金・保険金などのお支払手続きに関する留意事項について

●給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社保険金コンタクトセンターまたは担当代理店にご連絡ください。

●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は当社保険金コンタクトセンターまたは担当代理店にご連絡ください。

●支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

●契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。
アフラック 保険金コンタクトセンター　0120-555-877
ホームページ　https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/

11. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

●保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。

●当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
生命保険契約者保護機構　03-3286-2820
ホームページ　https://www.seihohogo.jp/

12. お客様からの相談・照会・苦情の窓口について

●保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、当社コールセンターまたは記載の募集代理店にご連絡ください。

●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

●この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
一般社団法人 生命保険協会　ホームページ　https://www.seiho.or.jp/

その他重要事項

個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

●プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

◎記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。

〈引受保険会社〉
アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL https://www.aflac.co.jp/
コールセンター　0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。